

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは、契約後一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度のことをいいます。クーリング・オフをする際は、右のような通知書を作成し、書面の両面をコピーして、簡易書留など記録が残る方法で郵送します。

(注意)

クーリング・オフができる契約は訪問販売などに限られています。

通信販売などではクーリング・オフができません。

詳細については消費生活相談窓口にお尋ねください。

通知書

次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇

契約金額 〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇

支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。

平成〇年〇月〇日

氏名〇〇〇

困ったときはすぐ相談 ☎893-4411 内線433 月曜～金曜 10時～12時、13時～16時

他にもこんな相談がよせられています。

今回紹介した4つの事例の他にも、消費生活相談窓口にはさまざまな相談がよせられています。

●病気になるい借金返済ができなくなった

●インターネットでアダルトサイトを閲覧していたら、突然、登録料を請求する画面が現れた。

●申し込んだ覚えのない海外宝くじが当選したと手紙できた。

●無料のお試しコースだけのつもりでエステへ行ったら、強引に契約をせまられた。

●無料の不用品回収を依頼したら、高額な請求をされた。

このような事例でお困りの際は、消費生活相談窓口までご相談ください。
毎月第4火曜日は、不動産無料相談会を行っております。

☎893-4411 内線433 月曜～金曜 10時～12時、13時から16時